

第62回定時株主総会 招集ご通知



開催情報

日時

2022年3月25日（金曜日）午前10時

場所

香川県観音寺市豊浜町和田浜1531番地7
当社テクニカルセンター多目的ホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

《ご来場自粛のお願い》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場へのご来場は、可能な限りお控えくださいますようお願い申し上げます。

- ・書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使をお願いいたします。
- ・一部の役員は、ウェブ会議システムを利用した出席となり、来場いたしません。
- ・ご来場された株主さまへのお土産の配布は、取り止めさせていただきます。

目次

■ 株主の皆さまへ	1
■ 第62回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
■ 提供書面	
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	51
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	55
■ 会計監査人の監査報告	57
■ 監査等委員会の監査報告	59
■ 株主さま向けアンケート	62

会社の詳しい情報はこちらから

トップページ

QRコード



URL : <https://www.unicharm.co.jp/ja/home.html>

株主の皆さまへ

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスとの戦いは2年を超えました。手洗いやマスク着用といった基本対策に加えてワクチン接種が進むなどしましたが、オミクロン株の出現など予断を許さぬ状況が続いています。しかしながら「Withコロナ」を前提とした、経済活動の活性化が強く期待されているのも事実です。

このような社会情勢を踏まえて当社では、どのような環境においても世界中の人々が衛生的で安全・安心な毎日を送るのに欠かせない商品・サービスの提供に全社をあげて取り組み続けています。一例ですがコロナ禍に必要なマスクの生産・販売の増強、くもり止め加工の広い透明部で口元がハッキリと見える「顔がみえマスクⁱ」の開発などが挙げられます。

このような取り組みもあり2021年11月に日本経済新聞社が主催する「第3回日経SDGs経営大賞」において、「SDGs戦略・経済価値賞」を受賞しました。また、インドネシアでは繊維・衣料セクターにおけるBest Listed Companyに選出されるなど、さまざまな国・地域で本業を通じた環境問題・社会課題の解決に取り組んでいるとの評価をいただきました。

以上のような「事業を通じた社会貢献」こそ、株主の皆さまのご期待に応えることと信じて邁進した結果、厳しい事業環境下ではありましたが2021年度も増収増益を達成することができました。結果として、売上高は552億円（7.6%）増収の7,827億円、コア営業利益は77億円（6.7%）増益の1,225億円となりました。株主の皆さまへの還元につきましては、1株につき前年比2円増配の18円とし、20期連続の増配をいたします。

当社はかねてより「事業活動を通じて社会に貢献する」ことを標榜しておりました。しかしながら80を超える国・地域で約1万6千名もの社員が活躍するまでに業容が拡大したことを踏まえて、自社の「パーパス」（存在意義）を『SDGs達成＝共生社会実現』への貢献」と決めました。社員がこの「パーパス」に寄与するには、当社のコーポレート・ビジョンである「NOLA & DOLAⁱⁱ」に則した思考と行動が肝要であり、そのためには当社の「バリュー」であるグループ統一のマネジメントモデル「共振の経営」を実践することが大切になります。

なお「共振の経営」を多様性に富む約1万6千名の社員一人ひとりが実践するための仕掛けとして、当社がこれまでに培ったノウハウを形式知とした『The Unicharm Way』の活用浸透が欠かせません。このためスマートフォンに搭載可能なアプリケーションを開発し、多言語対応を施して全社員に活用を促しています。

当社はこれからもお客様に寄り添い、世の中にとって価値ある商品やサービスを創造するとともに、環境問題や社会課題の解決、地域社会への貢献に取り組むことによって、中長期経営目標（2030年：売上高1兆4,000億円、コア営業利益率17.0%、ROE 17.0%）を達成するべく、努めてまいります。

引き続き、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。



代表取締役社長執行役員
高原 豪久

ⁱ 顔がみえマスク： マスク着用が常態化した現在では、顔を見ながらのコミュニケーションをとることが難しくなりました。中でも聴覚障がいがある人の中には相手の口元の動きから話を理解する人もいらっしゃる、マスクをしている相手とはコミュニケーションがとり辛いという問題があります。そこでユニ・チャームは「くもり止め加工の広い透明部」「全方位フィット構造」でお顔周りにしっかりフィット」「ワイドフィット耳かけ」です〜と、耳らくらく」等の商品機能を携えた「unicharm 顔がみえマスク」を開発しました。

ⁱⁱ NOLA & DOLA： Necessity of Life with Activities & Dreams of Life with Activitiesの頭文字をとったもの。「すべての生活者やパートナー・アニマル（ペット）まで、生きとし生けるものがさまざまな負担から解放されるよう、心と体をやさしくサポートする商品・サービスを提供し、一人ひとりの夢を叶えたい」という想いを込めています。

(証券コード 8113)
2022年3月4日

株 主 各 位

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
ユニ・チャーム株式会社
代表取締役 高 原 豪 久
社長執行役員

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木）営業時間終了の時（午後4時50分）までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年3月24日（木）営業時間終了の時（午後4時50分）までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては5ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年3月25日（金）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 香川県観音寺市豊浜町和田浜1531番地7
当社テクニカルセンター多目的ホール |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第62期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |

以 上

■ 株主総会に関するご留意事項

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトへの掲載をもって、株主の皆さまに対する書面の提供とみなさせていただきます。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部となります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み

<当社の対応について>

- ・役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。また、一部の役員は、ウェブ会議システムを利用した出席となり、来場いたしません。
- ・会場は換気をさせていただきます。また、飲食物のご提供は控えさせていただきます。
- ・株主さまにご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただきます。これに伴い、会場へのご到着が遅くなられた株主さまは、ご入場いただけない可能性がございます。
- ・ご来場された株主さまへのお土産の配布は、取り止めさせていただきます。

<株主の皆さまへのお願い>

- ・会場へのご来場は、可能な限りお控えくださいますようお願い申し上げます。書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使をお願いいたします。
- ・ご来場の株主さまにおかれましては、ご入場の際の検温、アルコール消毒及びマスクの常時ご着用等にご協力をお願いいたします。
- ・発熱等の症状が見られる株主さまのご入場はお断りさせていただくことがあります。また、体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声かけさせていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

※今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 当社ウェブサイト 投資家情報

当社の株主総会に関する情報は、下記当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.unicharm.co.jp/ja/ir.html>

QRコード





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2022年3月25日 (金) 午前10時 (受付開始：午前9時)	 書面 (郵送) で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 行使期限 2022年3月24日 (木) 午後4時50分到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2022年3月24日 (木) 午後4時50分入力完了分まで
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股

議決権の数	XX股
-------	-----

××××年××月××日

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

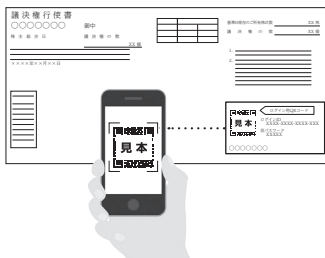
書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合は、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

事業内容の記載を整理するとともに、今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、当社定款の事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 下記の製品の製造および販売</u> (1) <u>ベビー用紙おむつ、ウェットティッシュ、母乳パッド等のベビーケア製品</u> (2) <u>生理用ナプキン、パンティライナー、尿吸収ライナー、生理用ショーツ、タンポン等のフェミニンケア製品</u> (3) <u>シートクリーナー、一般用ウェットティッシュ、化粧パフおよび掃除用品等のクリーン&フレッシュ製品</u>	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 不織布・吸収体商品の製造、販売および輸出</u> <u>入</u>

現行定款	変更案
<p><u>(4) 大人用紙おむつ、介護用品、マスク等のヘルスケア製品</u></p> <p><u>(5) ペットフードおよびペットケア用品</u></p> <p><u>(6) 紙類、包装資材、日用雑貨品および衣料品</u></p> <p><u>(7) 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療機器、医療用具、動物用医薬品、動物用医薬部外品、肥料、飼料、試薬品、化学薬品および化学工業製品</u></p> <p><u>2. 下記原材料、副資材の加工および印刷、ならびに製造、販売</u></p> <p><u>(1) 紙類、パルプ類、綿類、不織布類およびその副産物</u></p> <p><u>(2) フィルム類およびその副産物</u></p> <p><u>3. 前各号に関連するプラント、機械装置、機器の設計、製造、据付および売買ならびに技術指導</u></p> <p><u>4. 衛生、健康、介護に関する情報提供、サービスの実施および指導ならびにそれらの技術者の養成</u></p> <p><u>5. 情報処理および通信業務受託ならびにソフトウェアの開発および販売</u></p> <p><u>6. 広告事業、出版事業および各種催物の企画、実施</u></p> <p><u>7. 不動産の管理および賃貸業ならびに総合リース業</u></p> <p><u>8. 損害保険代理業および生命保険募集業</u></p> <p><u>9. 金融業</u></p> <p><u>10. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業および旅行業</u></p> <p><u>11. 研修所等の施設の運営</u></p> <p><u>12. 労働派遣法による労働者派遣事業</u></p> <p><u>13. 再生可能エネルギー等による発電事業および電気の供給、販売等に関する事業</u></p> <p><u>14. 前各号の製品、原材料および副産物の輸出入</u></p> <p><u>15. 前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p><u>(2) 衛生、健康、介護に関するサービスの提供</u></p> <p><u>(3) その他適法な一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、高原豪久、森信次、彦坂年勅の3氏の取締役選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、代表取締役1名及び独立社外取締役2名、非業務執行取締役1名で構成される指名委員会の審議を受けたうえで決定しております。

候補者番号	氏名		当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	たか 高原 豪久	再任	代表取締役 社長執行役員	100% (9回中9回)
2	もり 森 信次	再任	取締役 副社長 営業管掌	88.9% (9回中8回)
3	ひこ 彦 坂 年 勅	新任	専務執行役員 共同CDO (Chief Research & Development Officer) 兼 グローバル開発本部長 兼 ブルースカイプロジェクト部長 兼 知的財産本部長	—

各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けた場合、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等の場合を除きます。各候補者が取締役に選任されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

候補者番号 1

たかはら たかひさ
高原 豪久

再任

生年月日

1961年7月12日生

所有する当社の株式数

3,758,451株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100%（9回中9回）

略歴、当社における地位、担当

1991年4月 当社入社
1995年6月 取締役
1996年4月 取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年6月 常務取締役
1998年4月 常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 常務取締役 経営戦略担当
2001年6月 代表取締役 社長
2004年6月 代表取締役 社長執行役員

現在に至る

重要な兼職の状況

カルビー株式会社 社外取締役
野村ホールディングス株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

高原豪久氏は2001年より代表取締役としてグローバル戦略を指揮し、積極的なエリア展開により海外売上高比率を60%超にまで高め、成熟市場である日本国内においても新たな付加価値商品の提供により市場活性化を図ることで、就任以来売上高で約4倍、営業利益で約5倍、また明確かつ積極的な事業戦略と的確な情報発信により時価総額を約10倍とするなど、企業価値向上に経営手腕を発揮してきました。近年は、ESGやDXの取り組みも強力で推進し、FTSE4Good Index Seriesに3年連続で選定、環境省ESGファイナンスアワードジャパンで環境サステナブル企業部門特別賞受賞、日経スマートワーク経営調査で最上級の星4つ獲得、経済産業省と東京証券取引所が選出するDX銘柄2021においてDX注目企業2021に選定されるなど「事業そのものがESG」の浸透加速により、さらなる企業価値向上に努めております。また、取締役会議長として、重要案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定機能を高めております。持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

もり しんじ
森 信次

再任

生年月日

1956年6月17日生

所有する当社の株式数

71,500株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

88.9% (9回中8回)

略歴、当社における地位、担当

1979年4月	当社入社
1994年4月	営業本部広島支店長
1998年4月	営業本部大阪支店長
1999年6月	執行役員代行
2000年6月	執行役員
2003年7月	執行役員常務
2004年7月	常務執行役員
2005年6月	取締役 常務執行役員
2005年10月	取締役 常務執行役員 営業本部長
2010年4月	取締役 専務執行役員
2014年1月	取締役 専務執行役員 ユニ・チャームペットケアカンパニープレジデント
2016年10月	取締役 専務執行役員 ユニ・チャームペットケアカンパニープレジデント 兼ジャパン営業統括本部長
2017年1月	取締役 専務執行役員 ジャパン営業統括本部長
2018年1月	取締役 副社長執行役員 ジャパン営業統括本部長
2020年1月	取締役 副社長 営業管掌

現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

森信次氏は上記略歴に記載のとおり、販売部門の経験を長く有し、日本国内のパーソナルケアとペットケア事業双方の販売部門の責任者として、両事業の相乗効果を発揮し、人とペットの共生社会を実現するための事業構造改革、ECチャネルの開発などを積極的に推進し、売上・利益の拡大だけでなく社会貢献にも寄与してまいりました。近年では、流通企業様と協業した製・配・販の効率化によるホワイト物流の推進、お取引様との協業によるグリーン物流パートナーシップ会議優良事業者表彰（物流DX・標準化表彰）の受賞などにおいても経営手腕を発揮しております。また、流通に対する高い識見から取締役会においてもグローバルな販売戦略において積極的な提言で監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ひこさか としふみ
彦坂 年勅

新任

生年月日

1960年8月20日生

所有する当社の株式数

6,800株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

略歴、当社における地位、担当

1982年2月 当社入社
2008年4月 グローバル開発本部技術開発部長
2010年4月 グローバル開発本部ニュープラットフォームセンター部長
2012年4月 グローバル開発本部ブルースカイプロジェクト部長
2016年1月 執行役員待遇 グローバル開発本部副本部長
2020年1月 常務執行役員 グローバル開発本部長
2022年1月 専務執行役員 共同CDO (Chief Research & Development Officer) 兼
グローバル開発本部長兼ブルースカイプロジェクト部長兼知的財産本部
長

現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

彦坂年勅氏は上記略歴に記載のとおり、当社グループ開発部門の統括責任者として、商品開発・設備開発・購買部門を率い、人・モノ・金の資源配分をグローバル視点で行うことで、全社最適な経営をしております。また、当社グループの強みの源泉のひとつである製造設備開発部門の経験を長く有し、その高い専門性から最新鋭設備の開発、グローバル生産体制の構築、生産品質の向上に実績をあげております。2019年に操業を開始し、スマートファクトリーと位置付けられる九州工場では、制御システムやロボット活用の指揮を執り、省力化と効率化を実現するなど、今後の当社グループにおける製造技術改革を強力に推進しております。商品開発分野でも、拠点のグローバル展開を進めるなかで中長期視点で各エリアの消費者ニーズを先読みした付加価値の提案、環境負荷低減に取り組むなど、当社のパーパスであるSDGsの実現に向けて経営上、重要な役割を担っております。当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、新任の取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 監査等委員会の意見の概要

監査等委員会は、各取締役候補者について、自社の具体的な経営戦略や取り巻く環境等を踏まえ、必要な知識・経験・能力を有しその役割・責任を果たせるか否か、また、取締役会が多様性と適正規模を両立する形で構成され、十分に機能するか否かについて慎重に検討を行いました。また、社外取締役が半数以上を占める指名委員会においても、取締役と執行役員の役割・機能分担、取締役候補者の業務経験等に関して議論がなされ、専門知識と豊富な経験を有する当社の経営理念・経営手法に造詣が深い者が指名されており、中長期的な経営の方針決定や経営全般への監督を通じて企業価値の向上など取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることから、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断いたしました。

なお、監査等委員会は、代表取締役その他の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等についても、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、業績と連動する報酬の割合が適切に設定されているか、現金報酬と株式報酬が適切な割合で設定されているか、報酬の決定が公正かつ適切な手続きを経ているか等の観点から慎重に検討を行いました。また、社外取締役が半数以上を占める報酬委員会においても、評価基準の明確化等に関して議論がなされ、当社の業績が考慮された、役割と職責にふさわしい報酬水準が決定されたこと、現金報酬と株式報酬が適切な割合で設定されていることなどから、報酬等の内容は妥当であると判断しております。

以 上

(ご参考)

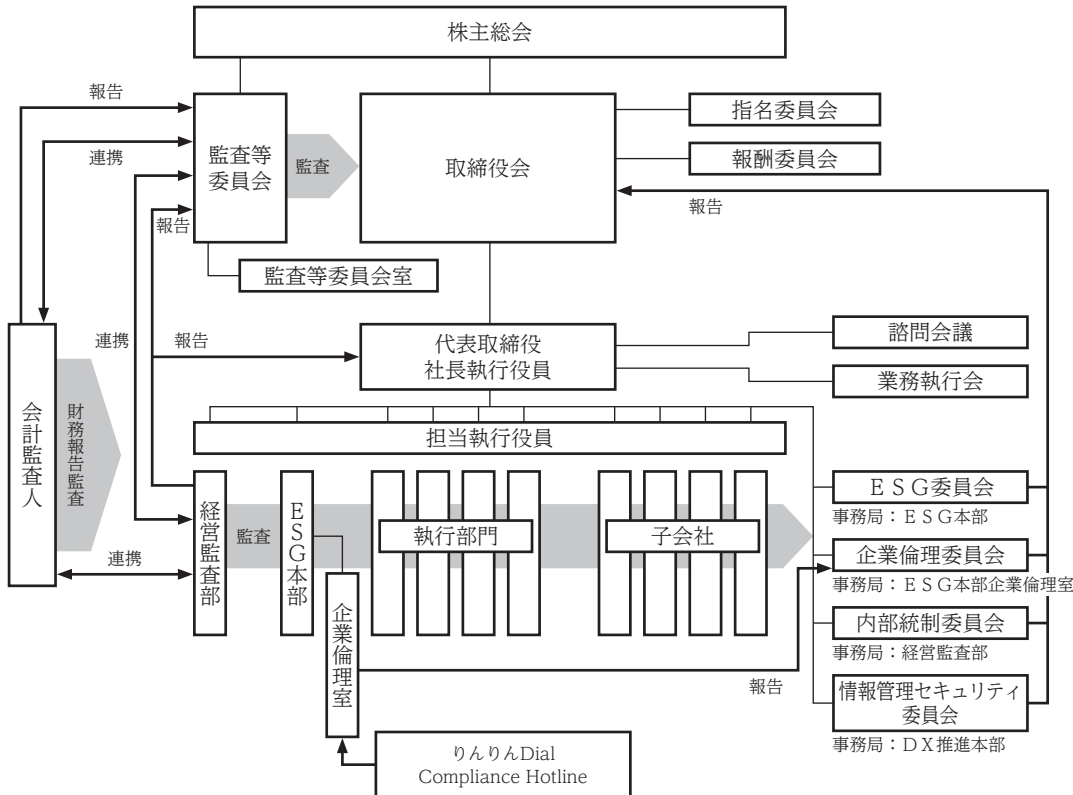
当社のコーポレート・ガバナンスの概要

基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダーとの適切な協働を図り、社会から評価・信頼される企業になることを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に努めることが、「正しい企業経営」の推進につながると考えています。

このような目的を実現するため、さまざまなステークホルダーからの支援が得られるよう素直かつ積極的な対話を行うとともに、ESGの課題に取り組み、経営者が時機を逸することなく適切な判断を実施できるような環境をさらに整えていくことによって、透明・公正かつ迅速・果断な経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

コーポレート・ガバナンス体制図



(ご参考)

取締役候補者の指名

当社は、SDGs達成＝共生社会実現に貢献することをパーパス（存在意義）としており、当社の取締役会は、さまざまなステークホルダーに適切な配慮がなされ、かつ、意思決定の透明性・公正性が確保されるように、経営に対する監督を行うことによって、社会からの評価・信頼を獲得しつつ迅速・果断な経営を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現する役割を担っています。このような役割を実効的に果たすためには、取締役会が、必要な知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成される必要があると考えています。

当社の取締役会が、適正規模を維持しつつさまざまなステークホルダーに適切な配慮を行い、経営に対する実効的な監督を行うために、取締役には、さまざまなステークホルダーの利害の調整を要する経営の経験を有する者を選任することが望ましいと考えています。また、当社は監査等委員会設置会社であることから、監査等委員である取締役が全体として、実効的な監査を行うのに必要な知識・経験・能力を備えている必要があると考えています。

	高原 豪久 社長執行役員 指名 報酬	森 信次 副社長	彦坂 年勅 専務執行役員	和田 浩子 監査等委員 指名 報酬 社外 独立	杉田 浩章 監査等委員 指名 報酬 社外 独立	浅田 茂 監査等委員(常勤) 指名 報酬
企業経営	○	○	○	○	○	○
財務・会計	○			○	○	○
コーポレート・ガバナンス	○			○	○	○
リスクマネジメント	○	○	○	○	○	○
人材育成	○	○	○	○	○	○
海外事業	○			○		○
マーケティング	○	○		○	○	
流通戦略		○		○	○	
開発・生産			○			
品質			○			
DX					○	

指名 指名委員会委員

報酬 報酬委員会委員

社外 社外取締役

独立 独立取締役

(ご参考)

第11次中期経営計画において、当社は(1)人材育成の強化、浸透、(2)DX活用で顧客の深層心理を探索しブランド強化、(3)モノづくりの原理を徹底的に分解し最適なプロセスを構築、(4)新たな成長の柱へ重点集中、(5)循環型バリューチェーンの構築という5つの戦略を掲げています。取締役会が経営に対する監督機能を発揮するうえで、これらの戦略分野に関する知識・経験・能力が有用であると考えています。

取締役候補者の指名は、代表取締役社長執行役員1名、独立社外取締役2名、その他の非業務執行取締役1名で構成され、独立社外取締役が委員長を務める「指名委員会」の意見を聞いて、取締役会が決定します。第2号議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、当社の取締役会の構成及び取締役が有するスキル等の組み合わせは前ページの表のとおりとなります。

取締役の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬及びその算定方針は、当社の取締役に求める役割と責務にふさわしく、かつ業績及び企業価値の向上への動機付けや、優秀な人材の確保等の観点から総合的に判断して決定します。個人別の報酬額は、代表取締役社長執行役員1名、独立社外取締役2名、その他の非業務執行取締役1名で構成され、独立社外取締役が委員長を務める「報酬委員会」における評価を経て、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定します。

報酬の構成		構成比
基本報酬	固定報酬として、職責の大きさに応じた役職ごとに決定します。	37.5%
業績連動報酬	短期的なインセンティブとして、1年間の業績結果に応じて、基本報酬の金額の0～200%の範囲で決定いたします。	37.5%
譲渡制限付株式報酬	中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして、業績結果に応じて、基本報酬の金額の33～100%に相当する譲渡制限付株式を割り当てます。	25.0%
業績結果の評価指標		構成比
全社業績	全社売上高 / 全社コア営業利益 / 親会社の所有者に帰属する当期利益	50.0%
全社重点戦略	優先戦略 / ESG評価（専門機関の評価等）	50.0%

なお、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合等には、その責任に応じ、取締役の報酬の一部の無償返還を求めることができるものとしています。また、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみであり、監査等委員である取締役の協議によって定めます。2021年12月期に係る取締役の報酬の総額（実績）につきましては、39ページをご覧ください。

(ご参考)

Kyo-sei Life Vision 2030について

ユニ・チャームは「共生社会」の実現に寄与するために、環境問題や社会課題の解決に取り組んでいます。2020年10月には、ユニ・チャームグループ中長期ESG目標『Kyo-sei Life Vision 2030 ~ For a Diverse, Inclusive, and Sustainable World ~』を策定し、当社が想い描く『2030年のありたい姿』を明示し、具体的な重要取り組みテーマや目標を設定しました。この『Kyo-sei Life Vision 2030』を着実に実行することによって、環境問題や社会課題の解決、消費者や地域社会への貢献と、継続的な事業成長を同時実現することを目指します。

私たちの健康を守る・支える

全ての人が「自分らしさ」を実感し、日々の暮らしを楽しむことができる社会の実現に貢献する商品・サービスの展開を目指します。

重要取り組みテーマ	指標	目標値	目標年
健康寿命延伸/QOL向上	どのようなときも、誰もが“自分らしさ”を実感して暮らすことのできる社会の実現に貢献する商品・サービスの展開比率。	100%	2030年
性別や性的指向等により活躍が制限されない社会への貢献	世界中全ての人が、性別や性的指向等によって制限を受けることなく活躍できる社会の実現に貢献する商品・サービスの展開比率（一部の国・地域において残る女性への差別解消に貢献する商品・サービスの展開を含む）。	100%	2030年
パートナー・アニマル（ペット）との共生	パートナー・アニマル（ペット）が、家族はもちろん、地域に暮らす人々から歓迎される社会の実現に貢献する商品・サービスの展開比率。	100%	2030年
育児生活の向上	赤ちゃん和家人が、すこやかに、かつ、ほがらかに暮らすことのできる社会の実現に貢献する商品・サービスの展開比率。	100%	2030年
衛生環境の向上	一人ひとりの努力で、予防可能な感染症（接触感染、飛沫感染）を抑制する活動に貢献する商品・サービスの展開比率。	100%	2030年

社会の健康を守る・支える

提供する商品・サービスを通じて、お客さまの安全・安心・満足の向上と、社会課題の解決や持続可能性への貢献の両立を目指します。

重要取り組みテーマ	指標	目標値	目標年
「NOLA & DOLA」を実現するイノベーション	さまざまな負担からの解放を促し、生きる楽しさを満足することに貢献する商品サービスの展開比率。	100%	2030年
持続可能なライフスタイルの実践	持続可能性に貢献する社内基準「SDGs Theme Guideline」に適合した商品・サービスの展開比率。	50%	2030年

(ご参考)

持続可能性に考慮したバリューチェーンの構築	環境・社会・人権の観点を踏まえ、地域経済に貢献する『地産地消』で調達した原材料を用いた商品・サービスの展開比率。	倍増 (2020年比)	2030年
顧客満足度の向上	消費者から支持を獲得している(=No.1シェア)商品・サービスの比率。	50%	2030年
安心な商品の供給	品質に関する新たな安全性の社内基準を設定し、認証を付与した商品の比率。	100%	2030年

地球の健康を守る・支える

衛生的で便利な商品・サービスの提供と、地球環境をより良くする活動への貢献の両立を目指します。

重要取り組みテーマ	指標	目標値	目標年
環境配慮型商品の開発	今までにないユニ・チャームらしい考え方で「3R+2R」を実践する商品・サービスの展開件数。	10件以上	2030年
気候変動対応	事業展開に用いる全ての電力に占める再生可能電力の比率。	100%	2030年
リサイクルモデルの拡大	紙おむつリサイクル設備の導入件数。	10件以上	2030年
商品のリサイクル推進	資源を循環利用した不織布素材商品のマテリアル・リサイクルの実施。	商業利用開始	2030年
プラスチック使用量の削減	プラスチックに占めるバージン石化由来プラスチックの比率。	半減 (2020年比)	2030年

ユニ・チャーム プリンシプル

全てのステークホルダーから信頼を得られるような公正で透明性の高い企業運営を目指します。

重要取り組みテーマ	指標	目標値	目標年
持続可能性を念頭においた経営	外部評価機関による評価レベルの維持・向上の推進。	最高レベル	26年から毎年
	バリューチェーンにおける重大な人権違反の発生件数。	発生 ゼロ	毎年
適切なコーポレート・ガバナンスの実践	重大なコンプライアンス違反件数。	発生 ゼロ	毎年
ダイバーシティマネジメントの推進	女性社員にさまざまな機会を提供することによる管理職における女性社員比率。	30%以上	2030年
優れた人材の育成・能力開発	社員意識調査の「仕事を通じた成長実感」における肯定的な回答の比率。	80%以上	2030年
職場の健康と労働安全システムの構築	心身ともに社員が健康で安心して働くことができる職場環境整備による心身の不良を原因とした休職者の削減比率。	半減 (2020年比)	2030年

当社ウェブサイトにも、『Kyo-sei Life Vision 2030』の全文を掲載しています。
是非ご覧ください。

<https://www2.unicharm.co.jp/csr-eco/kyoseilifevision/index.html>

QRコード



(ご参考)

第11次中期経営計画（2021年～2023年）について

当社グループを取り巻く事業分野の世界市場は、新型コロナウイルス感染症の影響によりニューノーマルが浸透するなか、成熟市場では、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を活用した新たな商品やサービスの提案と循環型社会の構築を図り、成長市場では、ウェルネスケアやペットケアといった成長セグメントの拡大と、アフリカなどの新規市場の開拓を実施することによって、当社のパーパス（存在意義）であるSDGsの達成に貢献し、「共生社会」の実現に向けた、第11次中期経営計画を策定し、実行しています。

2030年12月期に連結売上高14,000億円を目標とし、第11次中期経営計画では、2023年12月期は連結売上高8,880億円、売上高のCAGR（年平均成長率）6.9%、コア営業利益率15.5%、ROE 15.0%を財務目標としています。

詳しい情報につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.unicharm.co.jp/ja/ir.html>

QRコード



第11次中期経営計画 2021年～2023年

売上高
年平均成長率 6.9%

コア営業利益率
15.5%

ROE
15.0%

2021年
売上高
7,827億円

2022年
売上高
8,500億円

2023年
売上高
8,800億円

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の拡大による影響で、サプライチェーンの混乱や、資源価格の急騰など、依然として厳しい状況が続いています。海外においては、タイやインド、インドネシアなどの主要参入各国でCOVID-19による景気の悪化からは持ち直しの動きがみられている一方、中国では、COVID-19の再拡大によって不透明な経済状況が続いています。そのようななか、当社商品は生活必需品であることから安定供給に向けて取り組み、需要を満たしてまいりました。

COVID-19の感染拡大の鎮静化を受け、個人消費に持ち直しの動きがみられる国内においては、新たな変異株の出現により警戒感が強まっています。そのようななか、高付加価値商品の需要を喚起するための新価値提案を継続的に実施し、市場シェアの拡大に努めてまいりました。

このような経営環境のなか、当社グループは、“世界中の全ての人々のために、快適と感動と喜びを与えるような、世界初・世界No.1の商品とサービスを提供しつづけます”の基本方針に基づき、独自の不織布加工・成形技術と消費者ニーズを捉えた商品の開発に努め、世界中の人々が平等で不自由なく、その人らしさを尊重し、やさしさで包み支え合う、心つながる豊かな社会である「共生社会」＝Social Inclusionの実現に向けて取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高782,723百万円（前連結会計年度比7.6%増）、コア営業利益122,482百万円（前連結会計年度比6.7%増）、税引前当期利益121,977百万円（前連結会計年度比27.3%増）、当期利益83,605百万円（前連結会計年度比33.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益72,745百万円（前連結会計年度比39.0%増）となりました。

※ コア営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した利益であり、IFRSで定義されている指標ではありませんが、当社グループの経常的な事業業績を測る指標として有用な情報であると考えられるため、自主的に開示しております。

② 事業別概況

<パーソナルケア>

	2020年12月期 (百万円)	2021年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	624,758	672,039	47,281	7.6
コア営業利益	100,005	107,322	7,317	7.3

(注) 外部顧客に対する売上高

●ウェルネスケア関連商品

海外においては、日本以上のスピードで高齢化が進む中国をはじめ、タイ、インドネシア、ベトナムといったアジア地域でも、大人用排泄ケア用品の本格的な需要が見込まれることから、新たに海外ブランドマネジメント部を組成し、日本で確立したケアモデルの普及促進を図り、高い成長を実現いたしました。

高齢者人口の増加により拡大が続く国内市場においては、COVID-19による感染予防意識の高まりから外出機会が減少していましたが、COVID-19禍の生活環境に慣れてきたことや、ワクチン接種が進んだことなどもあり、市場が回復基調へ転じました。そのようななか、健康寿命の延伸に繋がる軽度・中度商品を中心に幅広い商品ラインアップの拡充により、安定的な成長を実現いたしました。

また、COVID-19発生後からの消費者の感染予防意識の高まりに加え、安心・安全の面から日本メーカー製の需要が高まるなか、マスクの『超快適』、『超立体』両ブランドとウェットティッシュ『シルコット』ブランドの供給と販売活動を強化し、市場シェアの拡大に努めてまいりました。なお、ウェットティッシュ『シルコット』ブランドについては、昨年のCOVID-19関連による特需の反動で、売上高は伸び悩みましたが、COVID-19発生前と比較すると成長を実現しております。

感染対策としてマスクが欠かせなくなった一方、口元や表情がみえず、コミュニケーションに不安を抱えている方に向けては、ウイルス飛沫の感染を対策しながら、口元や顔の表情が視認できる『unicharm 顔がみえマスク』を新発売し、全ての人々が平等で不自由なく暮らせる「共生社会」=Social Inclusionの実現に向けて取り組んでまいりました。

今後は日本だけではなく世界的にも同様に衛生意識や感染予防意識の高まりが見込まれることから、マスクの海外展開の強化も視野に入れ、さらなる成長に向けて取り組んでまいります。

●フェミニンケア関連商品

中国においては、一時的にCOVID-19の拡大で工場停止などの影響がありましたが、若年層から品質の高さとデザインのかわいらしさに対して引き続き高いご支持を頂き、継続的な新価値提案を実施した結果、ショーツ型生理用ナプキンや、オーガニックコットン素材の生理用ナプキンなどを中心に引き続き高い成長を実現いたしました。また、販売エリアや、取り扱い店舗数の拡大、eコマースにおける新プラットフォームの活用による販売強化などにも取り組んでまいりました。その他のアジア地域においても、清涼感のあるつけ心地を実現したクールナプキンなどが好調に推移し、安定的な成長を実現いたしました。また、中東では、サウジアラビア国内販売に加え、サウジアラビアから近隣中東諸国への輸出も好調に推移した結果、高い成長を実現いたしました。

国内においては、対象人口の減少に加え、外出機会の減少に伴う市場の縮小などがありましたが、健康意識と安心志向の高まりのなか、ライフスタイルに合わせた高付加価値商品などの展開で市場の活性化に努めた結果、安定的な成長を実現いたしました。

●ベビーケア関連商品

COVID-19拡大の影響で、昨年から市場の二極化が進んでいたタイやインドネシアにおいては、2018年に買収したDSG (Cayman) Ltd.とのシナジーを活かし、幅広いお客様のニーズに応えた結果、安定的な成長を実現いたしました。新興国のなかでも紙おむつの普及率が未だ低いインドにおいては、昨年のインド西部の工場火災により供給不足が発生したことから、近隣諸国からの輸入と既存工場の生産増強を進め、パンツ型紙おむつで普及促進を図りながら販売エリアと市場シェアの回復に努めてまいりました。また、少子化と日本製需要の減退がみられる中国では、eコマースチャネルやベビー専門店を中心に高付加価値商品である中国製『ムーニー』ブランドの販売強化に取り組み、多様化する消費者ニーズに応じてまいりました。中東では、現地の文化や習慣に合わせたオリーブオイル配合の新商品の展開で安定的な成長を実現いたしました。

国内においては、少子化が進み、市場が縮小するなか、『ムーニー』や『ナチュラル ムーニー』ブランドなどの高付加価値商品を含めた幅広い商品ラインアップで笑顔あふれる育児生活の実現に取り組み、ブランド価値の向上に努めてまいりましたが、日本製需要の減退による中国向け越境ECの減収が影響し、売上高は伸び悩みました。

この結果、パーソナルケアの売上高は672,039百万円（前連結会計年度比7.6%増）、セグメント利益（コア営業利益）は107,322百万円（前連結会計年度比7.3%増）となりました。

<ペットケア>

	2020年12月期 (百万円)	2021年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	95,693	104,541	8,848	9.2
コア営業利益	14,174	14,619	445	3.1

(注) 外部顧客に対する売上高

国内においては、昨年からのCOVID-19拡大の影響で、在宅時間が増えたことによりペット飼育頭数の増加に加え、ペットとの接触機会が増えております。そのようななか、ペットフードにおいては、犬用では犬種ごとの身体の特徴や年齢に合わせた商品や、新概念商品である筋肉の健康を維持するカラダづくりフードなどの販売を強化してまいりました。猫用では健康志向の高まりに応えた商品などで、消費者の満足度向上に努めてまいりました。また、ペットイレタリーにおいては、犬用ペットシートや猫用システムトイレなどが堅調に推移した結果、安定的な成長を実現いたしました。

北米市場においても、COVID-19拡大の影響でペットの飼育頭数とペットとの接触機会が増えるなか、日本の技術を搭載した犬用シートや、これまで市場になかった新たなコンセプトの猫用ウェットタイプ副食などの販売が堅調に推移しました。北米地域を中心とした海上輸送におけるコンテナ不足の影響が一部でありましたが、高い成長を実現いたしました。

この結果、ペットケアの売上高は104,541百万円（前連結会計年度比9.2%増）、セグメント利益（コア営業利益）は14,619百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。

<その他>

	2020年12月期 (百万円)	2021年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	7,024	6,143	△882	△12.5
コア営業利益	565	542	△23	△4.1

(注) 外部顧客に対する売上高

不織布・吸収体の加工・成形技術を活かした業務用商品分野において、産業用資材を中心に販売を進めてまいりました。

この結果、その他の売上高は6,143百万円（前連結会計年度比12.5%減）、セグメント利益（コア営業利益）は542百万円（前連結会計年度比4.1%減）となりました。

③ 所在地別概況

	売上高 (注)			コア営業利益		
	2020年12月期 (百万円)	2021年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	2020年12月期 (百万円)	2021年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)
日本	292,380	294,853	2,473	57,520	58,299	779
中国	95,736	111,649	15,913	19,953	21,805	1,852
アジア	227,411	252,070	24,658	25,222	29,179	3,957
その他	111,947	124,151	12,204	11,574	12,852	1,279

(注) 外部顧客に対する売上高

(2) 設備投資等の状況

海外では、生産拠点の拡充や生産能力の増強などを中心に、国内では、主として新商品の改良投資や生産性向上並びに既存設備の維持更新を目的として36,976百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

COVID-19は、国内外において経済活動に大きな影響を及ぼし、人々の行動様式にも様々な変化をもたらしながら、現在のところ先行きの不透明な状況の解消には至っておりません。海外においては、アジア諸国では新興国を中心に引き続き高い経済成長の潜在力は見込まれるものの、米国と中国間などグローバルの経済・貿易問題の行方、米国等の金融緩和政策転換による世界経済への影響などが不透明であるなど、COVID-19の影響以外にも当社グループが事業展開している国・地域における地政学的リスク、経済、金融、為替変動などが、当該国・地域などの景気に少なからず影響を及ぼし、売上の停滞、輸入原材料価格や物価変動などに波及する恐れがあります。国内においては、ウェルネスケア関連商品やペットケア関連商品への引き合いは強いものの、景気の先行き不透明感に加え、競争が激しい販売環境のなか、為替や原油価格に起因する輸入原材料価格の上昇が懸念されるとともに、パーソナルケア業界においては、ベビーケアやフェミニンケア関連商品の対象人口減少が今後も見込まれております。

こうした課題を背景に、当社グループは経営理念に則り、常に新しい市場創造及び価値創造に努め、日本製需要の最大化、並びにアジアでの急速な高齢化への対応、感染症予防関連や顧客インサイトに応える商品ラインアップの拡大をスピーディーに進めることで、海外ではリスク管理を強化しながら積極的なエリア展開と成長市場におけるカテゴリーリーダーとしての地位確立により、国内では市場の活性化による業界総資産拡大、並びに人とペットの共生社会実現を目指し、業績の向上に努めてまいります。

今後もより一層の企業変革に努め、全ての事業において、絶え間ない商品革新による価値向上に一層注力するとともに、原価低減と経営資源の効率的活用をさらに強力に推進してまいります。

一方、非財務面においても、環境 (E) 社会 (S) ガバナンス (G) を中長期的かつ持続的な企業価値向上のための重要な基盤と位置付け、環境への配慮やガバナンス体制の強化等の施策推進を継続してまいります。また、企業経営の健全性と透明性をより高めるために、子会社の内部統制体制について、業務プロセスの適正性を検証する手続きの改善を推し進め、ガバナンスの強化を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第59期	2019年度 第60期	2020年度 第61期	2021年度 第62期 (当連結会計年度)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	688,290	714,233	727,475	782,723
コア営業利益 (百万円)	95,107	89,779	114,744	122,482
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	61,353	46,116	52,344	72,745
基本的1株当たり当期利益 (円)	103.73	77.53	87.60	121.78
資本合計 (百万円)	503,670	542,900	562,653	635,438
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	736.39	791.25	822.19	935.03

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第59期	2019年度 第60期	2020年度 第61期	2021年度 第62期 (当事業年度)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売上高 (百万円)	359,961	355,721	366,203	382,210
経常利益 (百万円)	61,545	40,217	46,149	81,353
当期純利益 (百万円)	43,774	35,119	8,292	59,625
1株当たり当期純利益 (円)	74.01	59.04	13.88	99.82
純資産額 (百万円)	302,824	316,040	312,113	333,849
1株当たり純資産額 (円)	505.41	527.99	519.99	559.44

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ユニ・チャームプロダクツ(株)	200百万円	100.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造
嬌聯股份有限公司	588,800千台湾ドル	52.6%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Uni-Charm (Thailand) Co., Ltd.	718,843千タイバーツ	94.2%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
LG Unicharm Co., Ltd.	30,000百万韓国ウォン	51.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
尤妮佳生活用品(中国)有限公司	117,127千米ドル	75.0% (75.0%)	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
PT UNI-CHARM INDONESIA Tbk	415,657百万インドネシアルピア	59.4%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.	400,000千サウジアラビアリアル	95.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm India Private Ltd.	35,573百万インドルピー	100.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm Australasia Holding Pty Ltd.	60,000千豪ドル	100.0%	ウェルネスケア関連製品、ベビーケア関連製品などの販売
Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.	750,000千エジプトポンド	95.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
The Hartz Mountain Corporation	197,398千米ドル	51.0%	ペットケア関連製品の製造及び販売
尤妮佳(中国)投資有限公司	280,346千米ドル	100.0%	中国国内の事業会社の管理及び統括
UNICHARM DO BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS DE HIGIENE LTDA.	873,783千ブラジルリアル	80.1%	ベビーケア関連製品などの製造及び販売
DSG International (Thailand) Public Co., Ltd.	1,260,000千タイバーツ	99.3% (99.3%)	ウェルネスケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売

その他39社

(注) 1. 議決権比率欄の()は、間接所有割合で内数であります。

2. 事業年度末日における特定完全子会社については、該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	売上区分
パーソナルケア	ウェルネスケア関連製品 フェミニンケア関連製品 ベビーケア関連製品
ペットケア	ペットフード製品 ペットトイレタリー製品
その他	産業用資材製品 その他

(7) 主要な事業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 主要な事業所及び工場

名称	所在地
本店	愛媛県四国中央市
首都圏営業部 (本社事務所)	東京都港区
近畿支店 (大阪事業所)	大阪府大阪市
北海道支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
甲信支店	長野県松本市
中部支店	愛知県名古屋市中
中国支店	岡山県岡山市
四国支店	愛媛県四国中央市
九州支店	福岡県福岡市
テクニカルセンター	香川県観音寺市
伊丹工場	兵庫県伊丹市
三重工場	三重県名張市
埼玉工場	埼玉県児玉郡上里町

② 子会社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四国工場中央製造所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四国工場豊浜製造所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四国工場大野原製造所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 福島工場	福島県東白川郡棚倉町
ユニ・チャームプロダクツ(株) 静岡工場	静岡県掛川市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 九州工場	福岡県京都郡苅田町
嬌 聯 股 份 有 限 公 司	台湾－大中華圏
Uni-Charm (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
LG Unicharm Co., Ltd.	大韓民国
尤妮佳生活用品（中国）有限公司	中華人民共和国
PT UNI-CHARM INDONESIA Tbk	インドネシア共和国
Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.	サウジアラビア王国
Unicharm India Private Ltd.	インド共和国
Unicharm Australasia Holding Pty Ltd.	オーストラリア連邦
Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.	エジプト・アラブ共和国
The Hartz Mountain Corporation	アメリカ合衆国
尤妮佳（中国）投資有限公司	中華人民共和国
UNICHARM DO BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS DE HIGIENE LTDA.	ブラジル連邦共和国
DSG International (Thailand) Public Co., Ltd.	タイ王国

(8) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	前連結会計年度末従業員数	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
従業員数	16,665名	16,308名	357名減少

② 当社の従業員の状況

区 分	前事業年度末従業員数	当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減
従業員数	1,466名	1,465名	1名減少

(9) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 827,779,092株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 620,834,319株（自己株式24,655,259株を含む） |
| (3) 株主数 | 34,098名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
ユニテック(株)	154,957 ^{千株}	26.0%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	61,524	10.3
高原基金(株)	28,080	4.7
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	20,076	3.4
日本マスタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口・広島銀行口)	17,287	2.9
(株)伊予銀行 (常任代理人 (株)日本カストディ銀行)	15,300	2.6
日本生命保険(相) (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	12,189	2.0
BNYMSANV RE MIL RE FIRST SENTIER INVESTORS ICVC - STEWART INVESTORS ASIA PACIFIC LEADERS SUSTAINABILITY FUND (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	11,724	2.0
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	10,966	1.8
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	9,835	1.6

(注) 1. 当社は自己株式24,655千株（4.0%）を保有しておりますが、上記の上位10名の株主より除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	当社譲渡制限付株式 31,700株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有する新株予約権の状況（2021年12月31日現在）

	2015年3月27日定時株主総会決議 (第4回付与分)		
保有人員及び新株予約権の個数 及び目的となる株式数 取締役(監査等委員を除く。) 取締役(監査等委員)	3名 —	84個 —	8,400株 —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の払込金額	無償		
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、割当日から2021年2月28日までに、東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値が一度でも4,030円（以下、「条件価額」という。）以上にならないと、新株予約権を行使することができない。ただし、行使価額の調整を行った場合は、条件価額も同様の調整を行うものとする。(注)</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合はこの限りではない。</p> <p>③ 前記②にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p>		

(注) 2020年3月30日において、東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値は条件価額を上回っており、当該行使条件を満たし行使されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

取締役の氏名等（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高原 豪久	社長執行役員、カルビー(株) 社外取締役、野村ホールディングス(株) 社外取締役
取締役	石川 英二	副社長 生産・開発管掌 標準化担当
取締役	森 信次	副社長 営業管掌
取締役 (監査等委員)	和田 浩子	Office WaDa 代表、(株)島津製作所 社外取締役、コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) 社外取締役
取締役 (監査等委員)	杉田 浩章	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 マネージング・ディレクター&シニア・パートナー
取締役 (監査等委員)	浅田 茂	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）和田浩子及び杉田浩章の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
取締役浅田茂氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）和田浩子氏は米プロクター・アンド・ギャンブル社のヴァイスプレジデント、ダイソン(株)代表取締役社長、日本トイザラス(株)代表取締役社長兼最高業務執行責任者（COO）を経験しており、企業経営、コーポレートガバナンス等に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）杉田浩章氏はボストン・コンサルティング・グループ日本代表を経験しており、企業経営、コーポレートガバナンス等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）浅田茂氏は、パナソニック株式会社グローバル本社内部監査部門長・税務部門長、海外会社経理担当役員の経験に加え、当社の執行役員経理財務本部長を経験しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査等委員（監査役）、執行役員、子会社以外に役員として派遣された当社グループ籍社員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害（損害賠償金、争訟費用等）が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得た場合や、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事項があります。

(3) 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は、代表取締役1名及び非業務執行取締役1名、独立社外取締役2名で構成し、独立社外取締役が半数を占め、また独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会で審議した結果を、取締役会に諮って決定しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりであります。

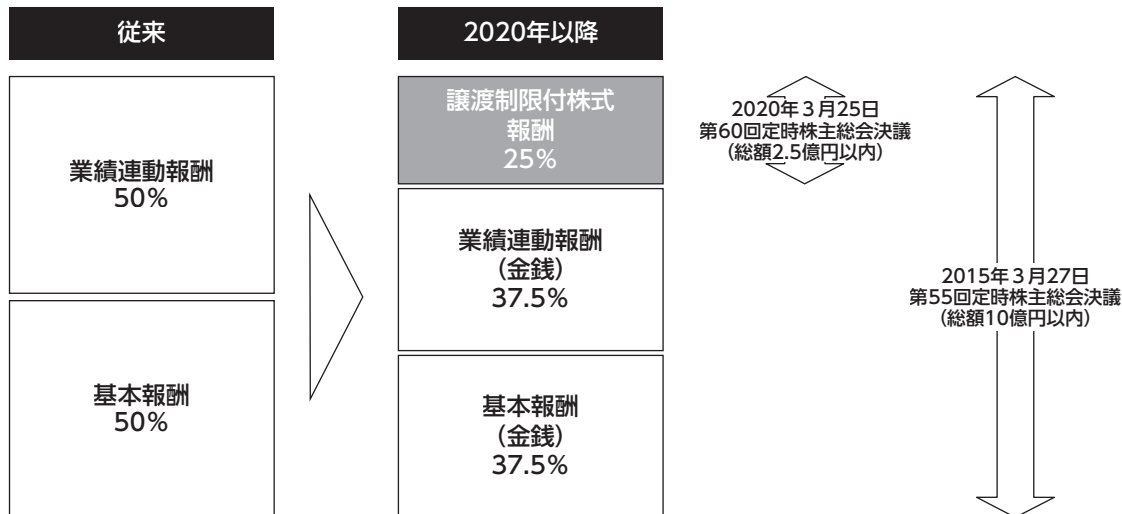
① 取締役の報酬制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、基本報酬（金銭）と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は、短期的なインセンティブである金銭報酬と中長期的なインセンティブである譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、基本報酬は職責の大きさに応じた役職ごとに決定しております。

なお、業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、客観的な立場に基づく当社経営に対する監督及び助言の役割を考慮し、固定報酬のみとしております。

また、2015年3月27日開催の第55回定時株主総会にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（総額）を年額1,000百万円以内（当該定めに係る員数は8名）、監査等委員である取締役の報酬等の額（総額）を年額100百万円以内（当該定めに係る員数は3名）とする旨、2020年3月25日開催の第60回定時株主総会にて、譲渡制限付株式報酬枠を年額250百万円以内（当該定めに係る員数は3名）とする（ただし1,000百万円の内枠とする）旨の承認を受けております。

[役員報酬の構成]



- ・基本報酬（金銭）：市場競争力の確保を目的とし、職責の大きさに応じた役職ごとのベンチマークによって決定し、月額固定報酬として支給します。
- ・業績連動報酬（金銭）：短期的な（1年間）インセンティブとして、その期間の業績結果に応じて、基本報酬の金額の0%～200%（10段階）の範囲で決定し、評価年度（1月～12月）の実績に応じて翌年4月～翌々年3月の期間に月払で支給します。
- ・譲渡制限付株式報酬：中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして、評価年度（1～12月）の業績結果に応じて、翌年4月に基本報酬の金額の33%～100%に相当する譲渡制限付株式を割り当てます。譲渡制限期間は3年間となります。

[役員報酬の評価指標・考え方及び当事業年度の目標・実績]

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の業績連動報酬（金銭）及び譲渡制限付株式報酬を決定する際の業績結果の評価指標（ESG評価を含む4項目8テーマ）及び当事業年度の目標・実績は以下のとおりであります。

なお、職責の大きさに応じた役職ごとに評価ウェイトを設定しております。例えば、代表取締役は全社業績を50%、全社重点戦略を50%に、また、ライン部門の役付執行役員は全社業績及び担当部門業績を各30%、全社重点戦略及び担当部門重点戦略を各20%としております。

また、2020年度より新たに指標に加えましたESG評価は、FTSE Blossom Japan Indexの採用、ESGスコアの改善など可能な限り定量的に評価できるよう努めております。これにより2021年度には、FTSE4Good Index Seriesに3年連続で選定、環境省ESGファイナンスアワードジャパンでサステナブル企業特別賞受賞、日経スマートワーク経営調査で最上級の星4つ獲得、ブルームバーグ男女平等指数に選定、グリーン物流パートナーシップ会議優良事業者表彰を受けるなどの成果に繋がっていると考えております。2022年度からは新たに、2020年11月に発表いたしました当社の中長期ESG目標である「KYOSEI LIFE VISION 2030」の20テーマに対して、執行役員それぞれが取組むべきテーマを割振り、評価に反映する仕組みといたします。

No.	評価指標	Accountability	評価ウェイト	目標	実績	評価
1	全社業績 (経営計画)	1-1 全社売上高	20~50%	770,000百万円 (昨比101.3%)	782,723百万円 (昨比107.6%)	101.7%
		1-2 全社コア営業利益		119,000百万円 (昨比119.0%)	122,482百万円 (昨比106.7%)	102.9%
		1-3 親会社の所有者に帰属する 当期利益		75,000百万円 (昨比119.1%)	72,745百万円 (昨比139.0%)	97.0%
2	担当部門業績	2-1 担当部門売上高	0~40%	(部門毎)	(部門毎)	—
		2-2 担当部門利益		(部門毎)	(部門毎)	—
3	全社重点戦略	3-1 役員自身で実行する優先戦略	20~50%	(役員毎)	(役員毎)	—
		3-2 ESG評価 (専門機関の評価等)		(役員毎)	(役員毎)	—
4	担当部門重点 戦略	4 担当部門の最優先戦略	0~40%	(部門毎)	(部門毎)	—

※各評価指標の考え方

1. 当社の取り組みを業績面で評価する指標
2. 役員それぞれの取り組みを業績面で評価する指標
3. 当社の優先戦略に対する取り組みを評価する指標 (定性評価を含む。)
4. 役員それぞれの優先戦略に対する取り組みを評価する指標 (定性評価を含む。)

[譲渡制限付株式割当契約の内容]

「譲渡制限付株式報酬」は、対象取締役及び執行役員が当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける制度です。対象取締役及び執行役員と当社の間では、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

1	譲渡制限期間	対象取締役及び執行役員は、割当てを受けた日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
2	退任時の取扱い	対象取締役及び執行役員が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
3	譲渡制限の解除	当社は、対象取締役及び執行役員が譲渡制限期間中継続して当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役及び執行役員が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
4	クローバック条項	対象取締役及び執行役員は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合等には、その責任に応じ、累積した本割当株式の全部又は一部を無償返還する。
5	その他の事項	譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

② 取締役の個人別の報酬額の決定方法

取締役の個人別の報酬額については、取締役個々の貢献実績に基づいた正しい評価とすることを目的に、各指標に基づいた評価結果を報酬委員会に報告し審議した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役（高原 豪久）が決定しております。

③ 固定報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合及び額の決定に関する方針

当事業年度の固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の算定方法及び割合、それぞれの報酬を与える時期、決定の委任者と内容については、2021年2月22日開催の報酬委員会にて、取締役会で決定すべきこととして整理した上で、その内容について同日開催の取締役会で決議しております。

また、2022年2月24日開催の報酬委員会にて、新任年度の実績および執行役員の前年度評価について討議した上で同日開催の取締役会で決議しております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	474	195	134	145	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	11	11	—	—	2
社外取締役	20	20	—	—	3

(注) 1. 上記には、2021年3月26日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）にかかる報酬等の額が含まれています。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額145百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項（2021年12月31日現在）

1. 取締役（監査等委員） 和田 浩子

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
Office WaDa 代表
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
㈱島津製作所 社外取締役
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) 社外取締役
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当該事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会9回開催中すべて、監査等委員会11回開催中すべてに出席いたしました。取締役の職務執行の監査に加え、株主の負託、社会の信頼に応える良質な企業統治体制を維持することが期待されており、取締役会及び監査等委員会において、企業経営に関する豊富な知識、経験と幅広い見識を活かした適宜質問、適切な助言、監督を行っております。
- ⑤ 重要兼職先である法人等と当社との関係
兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2. 取締役（監査等委員） 杉田 浩章

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
ポストン・コンサルティング・グループ(同) マネージング・ディレクター&シニア・パートナー
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当該事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
2021年3月26日就任以降当事業年度に開催された、取締役会6回開催中すべて、監査等委員会9回開催中すべてに出席いたしました。取締役の職務執行の監査に加え、株主の負託、社会の信頼に応える良質な企業統治体制を維持することが期待されており、取締役会及び監査等委員会において、コンサルティング業務を通じての企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かした適宜質問、適切な助言、監督を行っております。
- ⑤ 重要兼職先である法人等と当社との関係
兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	145百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額(注)3	11百万円
合計	156百万円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164百万円
--	--------

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

[基本方針]	[運用状況]
<ul style="list-style-type: none"> ・社是及び行動憲章において、コンプライアンスに対する方針を明示します。 ・役員及び使用人が必要な知識を習得できるよう、トレーニングを実施します。 ・コンプライアンス意識に関して、定期的なモニタリングを実施します。 ・被監査部門から独立した内部監査部門による監査を実施します。 ・問題の早期把握のため、内部通報窓口を設けます。 ・反社会的勢力との一切の関係遮断を図ります。また、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社是に「企業の成長発展、社員の幸福、及び社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」と掲げています。また、ユニ・チャームグループ行動憲章を定め、当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人がいつでも閲覧できる状態にしています。 ・年に数回、幹部社員向けの勉強会においてコンプライアンスに関するテーマを取り上げています。また、新入社員研修、海外赴任者向け研修等においても、コンプライアンスに関するテーマを取り上げています。その他、コンプライアンスに関する様々なテーマで、役員及び使用人に対するEラーニングを実施しています。 ・当社及び国内外グループ会社において定期的に行っている意識調査にコンプライアンス意識に関する調査項目を設け、モニタリングを実施しています。 ・経営監査部が、当社及び国内外グループ会社の内部監査を実施しています。監査の結果は、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び常勤監査等委員に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。 ・倫理・法令違反事案の相談・通報窓口として「Compliance Hotline」を、ハラスメント行為及び悩み相談窓口として「りんりんDial」を設置しています。相談・通報の状況は、相談・通報者の保護に配慮しつつ、企業倫理委員会を通じて、定期的に取締役会に報告しています。 ・反社会的勢力との関係遮断及び腐敗防止に関して、ユニ・チャームグループ行動憲章に明記し、取り組みを進めています。

(2) 情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]	[運用状況]
<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の職務の執行に係る情報は、機密性、完全性及び可用性の確保を考慮し、また、法令等の定めがある場合はこれに従い、適切に保存及び管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報セキュリティポリシー」「情報管理セキュリティ規程」「文書保存年限表」等の社内規程において、法令等の定めを踏まえた情報の保存及び管理に関する取扱いを定め、運用しています。取締役は、必要なときはいつでも、保存及び管理されている情報を閲覧することができるものとしています。

(3) リスク管理体制

[基本方針]

- ・リスク管理に関する役割及び責任を明確化します。
- ・意思決定を行う際には、想定されるリスクに適切な考慮を払います。
- ・経営上の重要なリスクについて、全社で対策に取り組む体制を構築します。
- ・危機対応に係る組織・体制や計画を整備します。
- ・リスク管理のプロセスについて、監査を実施します。

[運用状況]

- ・当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人は、組織・業務分掌及び決裁権限規程により定められた権限に応じて、責任を持ってリスク管理を行っています。
- ・取締役会決議を始めとする意思決定の際に、想定されるリスクに対して適切な考慮が払われるよう、意思決定プロセスや必要な資料などのルールを整備しています。
- ・当社及び国内外グループ会社の経営上、重要なリスクについては、業務執行会において対策を討議し、必要に応じて取締役会に報告する体制としています。
- ・危機対応に関しては、クライシスコミュニケーションマニュアルにおいて、平時及び有事の対応組織、リスク情報のモニタリング、クライシスの報告に関するルール等を定めています。また、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、環境の変化に応じてルールや計画の見直しを行っています。
- ・経営監査部が、当社及び国内外グループ会社の内部監査を実施しています。監査の結果は、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び常勤監査等委員に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。

(4) 職務執行の効率性確保のための体制

[基本方針]

- ・職務執行に関する役割及び責任を明確化することによって、重複を排除し、迅速な意思決定を実現します。
- ・職務執行の効率性を確保できる経営手法を採用し、実践します。
- ・グループ全体から現場まで様々なレベルで、整合性のとれた戦略及び計画を策定します。
- ・経営環境の変化に対応して機動的に経営戦略を見直します。
- ・業務の効率化を積極的に推進します。

[運用状況]

- ・当社は、執行役員制度を採用し、執行責任を明確化しています。また、組織・業務分掌及び決裁権限規程を定め、当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人の役割及び責任を明確化しています。
- ・当社及び国内外グループ会社は、全社で目指す目的・目標を共振の経営実践会議（毎週、当社及び国内外グループ会社をテレビ会議及びウェブ会議で接続して実施しています。）等を通じて浸透・徹底しています。

- ・全体の計画の進捗状況を、月次の業務執行会においてモニタリングしています。発生した課題については、対応方針を決定しています。
- ・業務効率化のため、ITを活用するとともに、業務プロセスの改革にも継続的に取り組んでいます。

(5) グループ管理体制

[基本方針]

- ・国内外グループ会社が、各々責任を持って、自主的な経営を行うことを基本とします。
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率性確保のための体制等に関して、国内外グループ会社に共通して適用すべき事項を明確にし、体制を構築します。
- ・国内外グループ会社が当社に報告すべき事項及び当社の承認を得るべき事項を明確に定めます。
- ・グループ会社間の取引について、その適正を図ります。
- ・国内外グループ会社に対する適切なモニタリング及び監督を実施します。
- ・国内外グループ会社に対して、実効的な監査を行います。

[運用状況]

- ・国内外グループ会社が、各々責任を持って、自主的な経営を行うことを基本としています。
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率性確保のための体制等に関して、国内外グループ会社に共通して適用すべき事項については、グループ規程を策定し、各グループ会社の承認を得て運用しています。
- ・関係会社管理規程において、国内外グループ会社が当社に報告すべき事項等を定めています。また、決裁権限規程において、国内外グループ会社が当社の承認を得るべき事項等を定めています。
- ・グループ会社間の取引（当社と国内外グループ会社との取引を含みます。）について利益相反を管理し、必要な場合には、社外取締役が出席する取締役会で審議を行ったり、兼職している役員が審議及び議決に加わらないものとしたりするなどの対応を行っています。
- ・株主総会における議決権の行使、役員の兼職並びに取締役会、諮問会議及び業務執行会における報告及び審議等を通じて、国内外グループ会社のモニタリング及び監督を実施しています。
- ・当社経営監査部が国内外グループ会社に対する監査を行っているほか、主要なグループ会社は、当該グループ会社独自の監査を行っています。独自の監査の結果についても、監査実施後、当社経営監査部を通じて、代表取締役社長執行役員及び常勤監査等委員に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。

(6) 監査等委員会の補助使用人

[基本方針]

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を置きます。
- ・ 監査等委員会の補助使用人については、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。
- ・ 監査等委員会の補助使用人については、監査等委員会による指示の実効性を確保します。

[運用状況]

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置しています。
- ・ 監査等委員会の補助使用人の任命、評価、異動、懲戒等の人事に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしています。
- ・ 監査等委員会は、補助使用人に直接指示することができるものとし、補助使用人は当該指示に従うものとしています。

(7) 監査等委員会への報告体制

[基本方針]

- ・ 監査等委員会が関係者から報告を受けられる体制並びに監査等委員が業務及び財産の状況の調査をする際に関係者の協力を得られる体制を整備します。
- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 常勤監査等委員から監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 会計監査人及び内部監査部門から監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 監査等委員会への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

[運用状況]

- ・ 当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員から求められた場合は、速やかに事業の報告を行い、又は業務及び財産の状況の調査に協力する（ただし、国内外グループ会社の役員及び使用人については、正当な理由がある場合を除きます。）ものとしています。
- ・ 当社の役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとしています。
- ・ 常勤監査等委員は、諮問会議、業務執行会等の主要会議への出席、往査その他により情報を収集し、監査等委員会に報告しています。
- ・ 会計監査人及び経営監査部は、監査の方針及び計画について、定期的に監査等委員会に報告しています。監査の結果（国内外グループ会社に対する監査の結果及び国内外グループ会社が独自に実施した監査の結果を含みます。）についても、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び常勤監査等委員に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。
- ・ 監査等委員会への報告を行った者に対して当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

(8) その他監査等委員会の監査の実効性を確保する体制

〔基本方針〕

- ・ 監査等委員による社内の情報へのアクセスを確保します。
- ・ 会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役との連携を確保します。
- ・ 監査等委員以外の役員との情報交換及び意見交換を実施します。
- ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用は、会社が負担します。
- ・ 必要に応じて外部専門家との連携を図ることができるものとします。

〔運用状況〕

- ・ 必要などときにはいつでも常勤の監査等委員が決裁書等の社内の文書を閲覧できる環境を整備しています。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役と、情報交換及び意見交換を行う会合を定期的で開催し、緊密な連携を図っています。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役その他の取締役と、定期的に会合を開催し、情報交換及び意見交換を行っています。
- ・ 監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行うものとしています。あらかじめ支出が見込まれる費用については、予算措置を講じています。
- ・ 監査等委員会は、必要な場合には、会社の費用負担で弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができるものとしています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営方針のひとつと考え、そのためにキャッシュ・フローの創出による企業価値の向上に努めております。また、持続的な成長に向けた積極的な設備投資や研究開発投資などにより事業規模を拡大し、収益性を改善することによって、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）の達成目標として2021年から2023年の3ヵ年を期間とする第11次中期経営計画においては前中期経営計画と同じ15%を掲げております。さらに、フリー・キャッシュ・フローの継続的な増加から、配当の安定的かつ継続的な増額を実施し、自己株式取得と合わせた総還元性向50%を引き続き目標に利益還元の充実を図ってまいります。

当期の年間配当については、第2四半期末の1株当たり18円に、期末配当1株当たり18円を加え、36円とさせていただきます。この結果、20期連続増配となり、親会社所有者帰属持分配当率（DOE）は4.1%となりました。

また、2021年2月15日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、同年2月16日から6月23日の期間に「東京証券取引所における市場買付」により、3,623,200株を取得価額総額16,000百万円で取得いたしました。

次期以降の株主の皆様への利益還元についても、こうした目標達成で充実に努めてまいります。

連結財政状態計算書(IFRS)

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	547,743	流 動 負 債	274,450
現金及び現金同等物	187,547	仕入債務及びその他の債務	167,241
売上債権及びその他の債権	129,367	借 入 金	33,882
棚 卸 資 産	89,811	未 払 法 人 所 得 税	13,639
その他の金融資産	119,752	そ の 他 の 金 融 負 債	5,455
その他の流動資産	21,266	そ の 他 の 流 動 負 債	54,233
非 流 動 資 産	439,912	非 流 動 負 債	77,767
有形固定資産	271,689	借 入 金	4,432
無 形 資 産	85,407	繰 延 税 金 負 債	24,285
繰 延 税 金 資 産	13,911	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,973
持分法で会計処理されている投資	1,029	そ の 他 の 金 融 負 債	32,727
その他の金融資産	65,789	そ の 他 の 非 流 動 負 債	4,349
その他の非流動資産	2,086	負 債 合 計	352,217
資 産 合 計	987,655	(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	557,639
		資 本 金	15,993
		資 本 剰 余 金	14,801
		利 益 剰 余 金	599,946
		自 己 株 式	△68,646
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	△4,454
		非 支 配 持 分	77,799
		資 本 合 計	635,438
		負 債 及 び 資 本 合 計	987,655

連結損益計算書(IFRS)

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	782,723
売 上 原 価	△469,078
売 上 総 利 益	313,645
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△191,162
そ の 他 の 収 益	3,235
そ の 他 の 費 用	△7,445
金 融 収 益	5,211
金 融 費 用	△1,507
税 引 前 当 期 利 益	121,977
法 人 所 得 税 費 用	△38,372
当 期 利 益	83,605
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	72,745
非 支 配 持 分	10,860
当 期 利 益	83,605

売上総利益からコア営業利益への調整表

(単位：百万円)

売 上 総 利 益	313,645
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△191,162
コ ア 営 業 利 益 (※)	122,482

(※) コア営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した利益であり、IFRSで定義されている指標ではありませんが、当社の取締役会はコア営業利益に基づいて実績を評価しており、当社グループの経常的な事業業績を測る指標として有用な情報であると考えられるため、連結損益計算書に自主的に開示しております。

連結持分変動計算書(IFRS)

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
2021年1月1日残高	15,993	13,208	547,259	△54,572	△28,886	493,002	69,651	562,653
当期利益	-	-	72,745	-	-	72,745	10,860	83,605
その他の包括利益	-	-	-	-	24,925	24,925	7,031	31,956
当期包括利益合計	-	-	72,745	-	24,925	97,670	17,890	115,560
自己株式の取得	-	-	-	△16,001	-	△16,001	-	△16,001
自己株式の処分	-	360	-	1,784	△244	1,900	-	1,900
配当金	-	-	△20,308	-	-	△20,308	△9,659	△29,967
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	48	48
株式報酬取引	-	1,232	-	144	-	1,376	-	1,376
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	250	-	△250	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	△132	△132
所有者との取引額等合計	-	1,592	△20,058	△14,073	△494	△33,033	△9,742	△42,775
2021年12月31日残高	15,993	14,801	599,946	△68,646	△4,454	557,639	77,799	635,438

貸借対照表(日本基準)

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	168,171	流動負債	137,777
現金及び預金	83,445	支払手形及び買掛金	39,291
受取手形及び売掛金	45,767	短期借入金	69,282
有価証券	15,100	未払金	18,963
商品及び製品	3,339	未払法人税等	4,834
原材料及び貯蔵品	11,677	賞与引当金	2,296
短期貸付金	514	その他	3,111
その他	8,327	固定負債	2,505
固定資産	305,960	退職給付引当金	1,799
有形固定資産	12,892	その他	706
建物及び構築物	3,569	負債合計	140,282
機械装置及び運搬具	4,666	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1,040	株主資本	331,543
土地	2,425	資本金	15,993
建設仮勘定	1,162	資本剰余金	58,469
その他	31	資本準備金	18,591
無形固定資産	34,433	その他資本剰余金	39,878
のれん	23,626	利益剰余金	325,727
商標権	3,940	利益準備金	1,992
ソフトウェア	5,522	その他利益剰余金	323,735
その他	1,345	オープンイノベーション 促進積立金	75
投資その他の資産	258,635	繰越利益剰余金	323,660
投資有価証券	53,652	自己株式	△68,646
関係会社株式・出資金	192,615	評価・換算差額等	1,983
長期貸付金	3,878	その他有価証券評価差額金	2,141
前払年金費用	6,000	土地再評価差額金	△157
繰延税金資産	2,291	新株予約権	323
その他	5,783	純資産合計	333,849
貸倒引当金	△108	負債及び純資産合計	474,130
関係会社投資評価損引当金	△5,475		
資産合計	474,130		

損益計算書(日本基準)

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		382,210
売上原価		225,976
売上総利益		156,233
販売費及び一般管理費		114,824
営業利益		41,410
営業外収入		
受取利息	482	
受取配当金	39,925	
デリバティブ収入	1,445	
その他営業外収入	176	42,027
営業外費用		
支払利息	597	
売上割引	502	
為替差損	957	
その他営業外費用	27	2,084
経常利益		81,353
特別利益		
関係会社株式売却益	150	
関係会社投資評価損引当金戻入益	641	
その他特別利益	1	792
特別損失		
固定資産除却損	83	
関係会社株式・出資金評価損	8,184	
投資有価証券売却損	13	
投資有価証券評価損	55	
その他特別損失	83	8,417
税引前当期純利益		73,728
法人税、住民税及び事業税	12,834	
法人税等調整額	1,269	14,103
当期純利益		59,625

株主資本等変動計算書(日本基準)

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合計		そ の 他 利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
					オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金				
2021年1月1日残高	15,993	18,591	39,333	57,924	1,992	-	284,418	286,410	△54,572	305,754
当期変動額										
剰余金の配当							△20,308	△20,308		△20,308
オープンイノベーション促進積立金の積立						75	△75	-		-
当期純利益							59,625	59,625		59,625
自己株式の取得									△16,001	△16,001
自己株式の処分			386	386					1,784	2,170
株式報酬取引			159	159					144	303
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	545	545	-	75	39,241	39,317	△14,073	25,788
2021年12月31日残高	15,993	18,591	39,878	58,469	1,992	75	323,660	325,727	△68,646	331,543

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年1月1日残高	5,924	△157	5,766	592	312,113
当期変動額					
剰余金の配当					△20,308
オープンイノベーション 促進 積立金の積立					-
当期純利益					59,625
自己株式の取得					△16,001
自己株式の処分					2,170
株式報酬取引					303
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,783	-	△3,783	△270	△4,053
当期変動額合計	△3,783	-	△3,783	△270	21,736
2021年12月31日残高	2,141	△157	1,983	323	333,849

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

ユニ・チャーム株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 寿洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニ・チャーム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ユニ・チャーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

ユニ・チャーム株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 寿洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニ・チャーム株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

ユニ・チャーム株式会社 監査等委員会

監査等委員 和田 浩 子 ㊟

監査等委員 杉 田 浩 章 ㊟

監査等委員 浅 田 茂 ㊟

(注) 監査等委員和田浩子及び杉田浩章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

[ご参考]

株主さま向け
アンケート

株主の皆さまの声を お聞かせください

当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。

お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

下記URLにアクセスいただき、アクセスコード入力後に表示されるアンケートサイトにてご回答ください。所要時間は5分程度です。



<https://www.e-kabunushi.com>

アクセスコード
8113

いいかぶ

検索



空メールにより
URL自動返信

kabu@wjm.jpへ空メールを送信してください。(タイトル、本文は無記入)アンケート回答用のURLが直ちに自動返信されます。



スマートフォン
から

カメラ機能でQRコード読み取り→
QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



●アンケート実施期間は、本書がお手元に到着してから約2ヶ月間です。

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝(図書カード500円)を進呈させていただきます



※本アンケートは、株式会社リンクコーポレートコミュニケーションズの提供する「e-株主リサーチ」サービスにより実施いたします。
<https://www.link-cc.co.jp>

※ご回答内容は統計資料としてのみ使用させていただきます。事前の承諾なしにこれ以外の目的に使用することはありません。

●アンケートのお問い合わせ「e-株主リサーチ事務局」MAIL: info@e-kabunushi.com

株主総会会場ご案内図



ユニ・チャームの主なブランド



当社テクニカルセンター

会場ご案内図

香川県観音寺市豊浜町和田浜1531番地7
当社テクニカルセンター多目的ホール

会場までのアクセス

高松自動車道 大野原インターチェンジより5~10分
J R 予讃線 「観音寺駅」よりタクシーで15~20分
J R 予讃線 「豊浜駅」より徒歩約15分

お願い

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。